

沖縄振興計画

参考 1

沖縄振興計画（平成 14 年 7 月 10 日内閣総理大臣決定）のあらまし

○ 計画策定の意義と経過

昭和 47 年の本土復帰以来、3 次にわたる沖縄振興開発計画に基づく総合的な施策の推進と県民の不断の努力が相まって、施設整備面を中心に本土との格差は次第に縮小され、県民生活も向上するなど社会経済は着実に進展してきた。

しかしながら、全国の約 7 割の水準にある 1 人当たり県民所得（平成 11 年度で全国平均の約 72%）や高い失業率（平成 13 年平均で沖縄 8.4%、全国 5.0%）に端的に示されているように、今後、沖縄の更なる発展を図るためには、産業の振興や雇用の創出など、なお解決しなければならない課題が存在している。

こうした状況にあって、沖縄振興の基本となり自立型経済の構築等に向けた方向づけを行ういわばマスタープランとして、沖縄振興計画は策定された。平成 14 年 5 月 31 日に沖縄県知事より計画の県案が提出され、沖縄振興審議会の審議等を経て、7 月 10 日に、内閣総理大臣が沖縄振興計画の決定を行ったものである。

○ 計画の性格

この計画は、沖縄振興特別措置法に基づいて策定する総合的な計画であり、沖縄振興の向かうべき方向と基本施策を明らかにしたものである。国、沖縄県、市町村等については、その施策の基本となるものであり、県民をはじめ企業等の民間部門については、その自発的活動の指針となるものである。

○ 計画の期間

10 か年間（平成 14 年度～平成 23 年度）

○ 計画の目標

この計画においては、沖縄の特性を積極的に生かしつつ、自立的発展の基礎条件を整備し、豊かな地域社会を形成するとともに、我が国ひいてはアジア・太平洋地域の社会経済及び文化の発展に寄与する特色ある地域として整備を図り、平和で安らぎと活力のある沖縄県を実現することを目標としている。

○ 基本的課題

少子高齢化の進行、環境問題の拡大、国際化の進展、高度情報化時代の到来、地方分権の進展等の時代潮流と、沖縄の自然的特性、地理的条件、歴史的・文化的・社会的特性等の地域特性を踏まえ、以下の基本的課題を示し、その解決に向け総合的に取り組む必要がある。

- ① 自立を促進する産業の振興
- ② 国際的な交流拠点形成に向けた人、物、情報等の結節機能の育成・強化
- ③ 自然と共生する社会の構築、保健医療福祉の充実
- ④ 21 世紀を担う幅広い分野における人材の育成
- ⑤ 時代の要請に応じた効率的、効果的な社会資本の整備
- ⑥ 県土の均衡ある発展
- ⑦ 米軍施設・区域の整理・縮小と駐留軍用地跡地の有効利用、戦後処理問題の解決に向けた取組み

○ 基本的姿勢

沖縄振興策の推進に当たっては、参画と責任、選択と集中、連携と交流といった基本的姿勢の下に取り組む。

(1) 参画と責任

沖縄の振興に向けて、参画と責任を基調に、国、県、市町村及び民間部門の役割分担を明確にしたうえで、一体となって取り組んでいく必要がある。

(2) 選択と集中

これからの沖縄振興は、中長期的視野に立った施策、事業の選択と資源の集中によって、効果を発揮し得るものである。

(3) 連携と交流

広域的なネットワーク化が求められている時代において、沖縄の優位性をさらに高めるため、県内外、産業間、産学官、地域間等、様々な分野において多様な連携と交流を重層的に進める。

○ 基本方向

沖縄振興の基本的な方向として、次の 6 つの柱を示した。

- (1) 民間主導の自立型経済の構築
- (2) アジア・太平洋地域の発展に寄与する地域の形成

- (3) 世界的水準の知的クラスターの形成 — 大学院大学を中心として —
- (4) 安らぎと潤いのある生活空間の創造と健康福祉社会の実現
- (5) 持続的発展のための人づくりと基盤づくり
- (6) 県土の均衡ある発展と基地問題への対応

○ 県土利用の基本方向

県土の適正な利用、海洋の保全・利用、駐留軍用地跡地の有効利用について、それぞれの方向性を示した。

○ 人口及び社会経済の見通し

本計画の目標のための実施される諸施策事業の成果等を前提に、目標年次（平成23年度）における沖縄の人口を予測するとともに、労働力人口、就業者数、さらには県内総生産やその産業別構成、一人当たり県民所得等の経済の見通しを計画の中で示した。

図表 沖縄振興計画における人口及び社会経済の見通し

	基準年次（平成12年）	目標年次（平成23年）
総人口	132万人	約139万人
労働力人口	63万人	約70万人
就業者数	58万人	約67万人
県内総生産 （平成12年度価格）	3兆4千億円	約4兆5千億円
第1次産業	2%	2%
第2次産業	17%	16%
第3次産業	81%	83%
1人当たり県民所得 （平成12年度価格）	218万円	270万円を超える

○ 振興施策の展開

1 自立型経済の構築に向けた産業の振興

活力ある民間主導の自立型経済の構築に向け、観光・リゾート産業、情報通信関連産業、農林水産業、特別自由貿易地域等を活用した加工交易型産業、国際物流関連産業、地域資

源等を生かした健康食品産業、環境関連産業等を、県経済をけん引する重点産業として戦略的な振興策を展開するとともに、地域経済を支える製造業、建設業等の既存産業については、市場ニーズや環境の変化に対応した取組みを促進する。

また、産業活動の効果的展開のための環境整備や人材の育成・確保、研究開発等技術の向上などを図る。

(1) 質の高い観光・リゾート地の形成

美しい海と豊かな自然、沖縄独特の歴史、文化等魅力ある地域特性を生かし、国際的な海洋性リゾート地の形成や国民の総合的な健康保養の場の形成、エコツーリズム、グリーンツーリズム等の体験・滞在型観光の推進、さらにはコンベンション拠点の形成など、多様なニーズに対応した通年・滞在型の質の高い観光リゾート地の形成を図る。

〔国際的海洋性リゾート地の形成、国民の総合的な健康保養の場の形成と体験・滞在型観光の推進、コンベンション・アイランドの形成、国内外の観光客受入体制の整備と誘客活動の強化、産業間の連携の強化〕

(2) 情報通信関連産業の集積

これからのリーディング産業として期待のかかる情報通信関連産業の集積を図るため、既存企業の振興を図るとともに新たな企業立地促進を図る。また、高度な専門知識を有する人材の育成・確保、研究開発の促進、情報通信基盤の整備等を戦略的かつ機動的に促進する。

情報通信関連産業を集積することにより、グローバルなインターネット・イクスチェンジの整備を促進し、アジア・太平洋地域における国際的な情報通信ハブの実現を図る。

〔情報通信関連産業の立地促進、人材の育成・確保と研究開発の促進、情報通信基盤の整備、産業における情報化の促進〕

(3) 亜熱帯性気候等の地域特性を生かした農林水産業の振興

亜熱帯性気候特性等を生かした活力ある農林水産業の振興を図るため、優位性の発揮や生産性向上が期待される重点的に推進する品目を定め、地域特性や地域の諸条件に適合した選択的かつ集中的な振興施策を推進し、豊かな太陽エネルギー等の環境で育まれたおきなわブランドを確立するとともに、環境と調和した持続型農林水産業への取組みを強化する。

〔おきなわブランドの確立と生産供給体制の強化、流通・販売・加工対策の強化、担い手の育成と農林水産技術の開発・普及、亜熱帯・島しょ性に適合した農林水産

業の基盤整備、環境と調和した農林水産業の推進]

(4) 創造性に満ちた新規企業及び新規事業の創出

技術開発、経営相談、資金供給、人材育成、情報提供等の総合的・一元的な支援機能の整備や産学官連携のネットワークの構築等を図り、健康食品産業、情報通信関連産業、環境関連産業など地域特性や優位性を生かした産業等の新規事業の創出を戦略的に促進する。

また、特別自由貿易地域制度、産業高度化地域制度及び金融業務特別地区制度等を効果的に活用することにより、国内外からの企業立地を一層促進する。

[新規事業展開の促進と創業支援体制の整備、特別自由貿易地域制度及び産業高度化地域制度等の活用、金融業務の集積]

(5) 地域を支える産業の活性化

製造業や建設業をはじめとした既存産業の活性化を図るため、内外市場における競争力の強化、経営基盤の強化、経営の革新、情報化への対応、流通体制の強化等、市場ニーズや環境の変化に的確に対応した取組みを促進する。

[製造業、建設業、鉱業、商業、運輸交通業]

(6) 販路拡大と物流対策

大消費地等国内外の市場における県産品の販路拡大を図るため、生産振興策や物流対策と一体となった積極的な市場展開を促進するとともに、マーケティング機能や販路拡大のための体制を強化する。

また、物流コストの低減化に向け、県外への製品出荷等を一元的に管理する効率的な物流システムの構築を図る。

(7) 中小企業の成長発展

県内外における競争の激化、消費者ニーズの多様化、情報化社会の急激な進展などの変化に適切に対応し、中小企業の成長発展を図るため、新規事業の創出に関する施策に加え、経営基盤の強化と体質の改善、経営の革新等を促進する。

(8) 産業振興を支援する金融機能の充実

沖縄振興開発金融公庫において、沖縄振興特別措置法に基づく地域指定制度等に対応する資金制度を整備し、企業等の積極的な活用を促進するとともに、新規産業、新規事業の創出を図るため、ベンチャー企業等への出資や助言等の支援を充実し、その育成発展を図る。

2 雇用の安定と職業能力の開発

産業振興と一体となった雇用機会の創出・拡大を図るとともに、特に厳しい雇用状況にある若年者の雇用促進のための施策を積極的に実施する。

また、産業振興に必要な専門的な能力を有する人材の育成に重点を置いた職業能力の開発を行う。

[雇用機会の創出・拡大と求職者支援、若年労働者の雇用促進、職業能力の開発、働きやすい環境づくり、駐留軍等労働者の雇用対策の推進]

3 科学技術の振興と国際交流・協力の推進

「知の世紀」といわれる21世紀の社会経済の発展に向け、付加価値の高い産業を創出し、活力ある自立型経済を構築するとともに、県民生活の向上に資するため、科学技術の振興に積極的に取り組む。

沖縄における科学技術の振興及び我が国の科学技術の進歩の一翼を担うため、また、アジア・太平洋地域さらには世界に開かれた中核的研究機関として、我が国の大学のあり方のモデルとなるような新たな発想を持った世界最高水準の自然科学系の大学院大学等を核とした大学、公的研究機関、民間の研究所などの教育研究機関の整備充実に努め、科学技術の集積を図る。

経済、学術、文化及び平和等様々な分野で、アジア・太平洋地域との交流・協力を推進し、我が国のみならずアジア・太平洋地域の社会経済及び文化の発展に寄与する地域の形成を目指す。

また、沖縄の歴史的、地理的特性を踏まえ、アジア・太平洋地域における平和交流拠点の形成を目指すとともに、国際交流・協力拠点の形成に必要な交通基盤等の整備を図る。

[大学院大学等による科学技術の振興と学術研究・交流拠点の形成、国際交流・協力の推進、国際交流・協力拠点の形成を目指した基盤整備]

4 環境共生型社会と高度情報通信社会の形成

沖縄の島しよ性を踏まえ、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が低減される持続可能な循環型社会を実現するため、先導的な取組を推進するとともに、地域の特性に応じ、豊かな自然環境、地域環境の保全・創造を図る。また、快適で潤いのある生活環境基盤を整備するとともに、都市・農山漁村の総合的整備や自然と調和した災害に強い県土づくりを進める。

さらに、環境影響評価制度の推進を図る。

また、情報格差の解消や、住民生活の利便性の向上、産業の振興及び行政事務の効率化等を支える情報通信基盤の整備を促進し、豊かで暮らしやすい高度な情報通信ネットワーク社会の実現を目指す。

〔循環型社会の構築、自然環境の保全・活用、生活環境基盤の整備、都市・農山漁村の総合的整備、高度情報通信ネットワーク社会の実現、災害に強い県土づくり〕

5 健康福祉社会の実現と安全・安心な生活の確保

だれもが、地域において、いきいきと自分らしい生活が送れる社会の実現を目指し、県民の福祉ニーズに適切に対応するとともに、健康長寿の確立に向けて取り組む。保健、医療及び福祉の充実と相互の連携を図るとともに、県民一人一人が協力し、ともに支え合う社会づくりを進める。また、県民が安全で安心して暮らせる環境づくりに取り組む。

〔健やかで安心できる暮らしの確保、保健医療の充実、ともに支え合う社会の構築、安全・安心な生活の確保〕

6 多様な人材の育成と文化の振興

21世紀の沖縄が、自立に向けて持続的に発展し、世界に開かれた交流拠点を形成していくためには、産業、福祉、医療、学術、文化等各分野を担う高度多様な人材の育成が不可欠であり、各分野における施策と併せて横断的な取組を展開する。

また、潤いと生きがいのある生涯学習社会の形成や、豊かな感性を育む文化の振興に努める。

〔初等中等教育の充実、高等教育の推進、産業や地域社会を担う人づくり、潤いと生きがいのある生涯学習社会の形成、スポーツの振興と青少年の健全育成、豊かな感性を育む文化の振興〕

7 持続的発展を支える基盤づくり

国際性や拠点性を高め、新たな活力を生み出し、地域の魅力を支える交通体系を確立し、航空、海上交通、陸上交通相互間の有機的連携の強化を図る。

また、情報格差の解消、住民生活の利便性の向上、産業の振興、行政事務の効率化等を支える情報通信基盤の整備を促進するとともに、県民生活に不可欠な水資源やエネルギーの安定確保を図る。

〔交通体系の整備、情報通信基盤の整備、安定した水資源とエネルギーの確保〕

8 離島・過疎地域の活性化による地域づくり

離島・過疎地域については、それぞれの地域の持つ多様性や魅力を最大限に発揮した地域づくりを進めるとともに、雇用機会の拡大に向け、農林水産業や観光・リゾート産業をはじめとする産業の活性化を図る。また、交通基盤や情報通信基盤の整備、保健医療の確保、福祉の向上、教育・文化の振興などを図り、豊かな自然環境を生かした快適で潤いのある生活空間を創造し、地域間格差の是正や若者の定住促進及び交流人口の増加を図る。

〔産業の振興、交通・情報通信基盤の整備、生活環境基盤の整備、保健医療の確保と福祉の向上、教育及び地域文化の振興、自然環境及び県土の保全〕

9 駐留軍用地跡地の利用の促進

駐留軍用地跡地は、良好な生活環境の確保、産業の振興、健全な都市形成、交通体系の整備、自然環境の保全・再生など、沖縄振興のための貴重な空間として、県土構造の再編を視野に入れた総合的かつ効率的な有効利用を図る。

また、県土の均衡ある発展を目指し、それぞれの地域特性を踏まえた跡地利用を促進する。

駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用は、沖縄の将来発展にとって、極めて重要な課題であることから、国、県、及び跡地関係市町村の密接な連携の下、駐留軍用地跡地の利用の促進に向けて取り組む。

〔調整機関の設置、駐留軍用地跡地の利用の促進に関する取組〕

○ 圏域別の振興

沖縄振興計画では、沖縄の自然的・地理的条件、土地利用の状況、経済社会の状況などを踏まえ、県全域を北部圏、中部圏、南部圏、宮古圏及び八重山圏の5つの圏域に区分し、それぞれの圏域の振興について、地域の抱える課題を踏まえ、特色ある産業の振興等を積極的に図ることとしている。

参考 2

沖縄振興計画に基づく分野別計画のあらまし

沖縄振興特別措置法に基づいて、観光振興計画と情報通信産業振興計画、農林水産業振興計画、職業安定計画の4つの分野別計画が、平成14年8月23日に沖縄県知事から国に提出され、主務大臣は、9月10日に同意を行った。

これらの分野別計画の計画期間は3年間であり、計画の意義・性格、施策の方針等が記されているとともに、沖縄振興計画のアクションプランという性格を持っているものであることから、3年後に達成を目指す政策目標(指標)が掲げられるとともに、具体的な施策がリスト化されている。また、観光振興計画においては、観光振興地域(従来の9地域に5地域を追加)、情報通信産業振興計画においては、情報通信産業振興地域(従来の23地域に宜野座村を追加)と情報通信産業特別地区(名護・宜野座地区及び那覇・浦添地区を指定)の指定が含まれている。

各計画の主な指標は次のとおりである。

- ・ 観光振興計画 … 入域観光客数、観光客一人当たり県内消費額、平均滞在日数、国内会議・国際会議等開催件数 等
- ・ 情報通信産業振興計画 … 情報通信関連産業への雇用者数、情報通信関連産業に係る生産額、県内へ新規に立地した企業の数、IT高度人材育成数 等
- ・ 農林水産業振興計画 … 拠点産地数、粗生産額、認定農業者数、ほ場整備率 等
- ・ 職業安定計画 … 新規雇用者数、新規学卒者就職率、職業能力開発と人材育成の数 等

※ 主務大臣

- ・ 観光振興計画 … 内閣総理大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、環境大臣
- ・ 情報通信産業振興計画 … 内閣総理大臣、総務大臣、経済産業大臣
- ・ 農林水産業振興計画 … 内閣総理大臣、農林水産大臣
- ・ 職業安定計画 … 内閣総理大臣、厚生労働大臣

◎ 沖縄県観光振興計画の概要

1 計画の構成

第1部 計画作成の基本的考え方

第2部 観光振興の基本方向

第3部 観光振興施策の展開

- (1) 国際的海洋性リゾート地の形成
- (2) 国民の総合的な健康保養の場の形成と体験・滞在型観光の推進
- (3) コンベンション・アイランドの形成
- (4) 国内外の観光客受入体制の整備と誘客活動の強化
- (5) 産業間の連携の強化

第4部 観光振興地域

2 計画の期間

平成14年度～平成16年度(3か年)

3 計画の目標

沖縄振興計画において実現を目指す「多様なニーズに対応した通年・滞在型の質の高い観光・リゾート地の形成」に向け、受入体制の見直し、強化を図るとともに、観光資源のさらなる魅力向上、旅行目的・形態の変化に対応した沖縄観光の新たな魅力づくりに取り組み、観光・リゾートが県経済をリードする総合産業として一層成長・発展していくための基盤づくりを図ることを目標とする。

4 主な施策・事業

(1) 国際的海洋性リゾート地の形成

観光振興地域等の整備、国際通りのグレードアップ、沖縄自動車道の利用促進、道路における環境整備、「景観形成モデル地区」の指定推進、赤土等流出防止対策、那覇空港施設の沖合いへの展開等の検討及び必要な整備への取り組み、那覇港大型旅客船バースの整備推進 等

(2) 国民の総合的な健康保養の場の形成と体験・滞在型観光の推進

健康保養型観光の推進、健康保養食材の活用・普及促進、エコツーリズムの推進、世界遺産の周辺整備 等

(3) コンベンション・アイランドの形成

国際会議等の誘致、スポーツコンベンションの振興、コンベンション施設の整備 等

(4) 国内外の観光客受入体制の整備と誘客活動の強化

観光人材の育成、沖縄観光情報提供システムの構築、多様なエンターテインメントの導入促進、国内外における誘客プロモーションの展開 等

(5) 産業界間の連携の強化

観光土産品対策の推進、県産食材の安定供給体制の強化 等

5 観光振興地域

沖縄振興開発特別措置法（旧法）において指定を受けていた9地域に加え、新規に5地域を追加。

◎ 沖縄県情報通信産業振興計画の概要

1. 計画の構成

第1章 総説

第2章 情報通信関連産業振興の基本方向

- ・国内外情報通信関連産業の状況、県内の情報通信関連産業の現状・課題
- ・国や県等の取り組み、基本的な方向

第3章 情報通信関連産業振興施策の展開

- (1) 情報通信産業振興地域制度及び情報通信産業特別地区制度の活用
- (2) 通信コストの低減化
- (3) 情報通信関連産業支援施設の整備
- (4) 国内外コンテンツ・先進的アプリケーションの集積
- (5) 一元的な企業誘致・支援体制の構築
- (6) 情報通信関連産業に係る人材の育成・確保
- (7) 情報通信分野に係る研究開発の促進
- (8) 情報通信基盤の整備

第4章 情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区

(1) 情報通信産業振興地域

(2) 情報通信産業特別地区

2. 計画期間 平成14年度～平成16年度（3か年）

3. 計画目標

- (1) 民間主導型自立的経済の構築に向けた情報通信関連産業の集積
- (2) アジア・太平洋地域における国際的な情報通信ハブの実現

4. 主な施策・事業

- (1) 情報通信産業振興地域制度及び情報通信産業特別地区制度の活用
- (2) 通信コストの低減化
情報通信産業振興支援事業
- (3) 情報通信関連産業支援施設の整備
IT共同利用型インキュベーター施設の整備
- (4) 国内外コンテンツ・先進的アプリケーションの集積
マルチメディアモデル美術館成果展開事業、沖縄デジタルアーカイブ整備事業、コンテンツ制作への支援
- (5) 一元的な企業誘致・支援体制の構築
情報通信産業誘致・活性化事業
- (6) 情報通信関連産業に係る人材の育成・確保
IT高度人材育成事業、情報通信・放送分野専門技術人材育成事業、IT産業等就職支援事業、コールセンタートレーナー養成講座
- (7) 情報通信分野に係る研究開発の促進
ジャパン・ギガビットネットワーク(JGN)の利用促進、オープンソース・ソフトウェア集積環境の整備
- (8) 情報通信基盤の整備
インターネット・イクスチェンジ（IX）の整備促進、沖縄県総合行政情報通信ネットワークの整備・拡充、地域イントラネット基盤施設整備事業、地域インターネット導

入促進基盤整備事業、新世代ケーブルテレビ施設整備事業

5. 情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区

(1) 情報通信産業振興地域（24市町村）

沖縄振興開発特別措置法（旧法）において指定を受けていた23市町村に加え、新規に宜野座村を追加

(2) 情報通信産業特別地区

広域的に沖縄全体における情報通信産業の集積に効果を及ぼす拠点として、次の区域を定める。

名護・宜野座地区（名護市、宜野座村）、那覇・浦添地区（那覇市、浦添市）

◎ 沖縄県農林水産業振興計画の概要

1 計画の構成

第1章 計画策定の基本的な考え方

第2章 農林水産業振興の方針

第3章 施策・事業の展開

- (1) おきなわブランドの確立と生産供給体制の強化
- (2) 流通・販売・加工対策の強化
- (3) 農林水産業・農山漁村を支える担い手の育成・確保
- (4) 農林水産技術の開発・普及
- (5) 亜熱帯・島しょ性に適合した農林水産業の基盤整備
- (6) 多面的機能を生かした農山漁村の振興
- (7) 環境と調和した農林水産業の推進

第4章 地域特性を生かした圏域別振興方向

- (1) 北部圏域
- (2) 中部圏域
- (3) 南部圏域
- (4) 宮古圏域

(5) 八重山圏域

2 計画の期間

平成14年度～平成16年度（3か年）

3 計画の目標

本県の地理的不利性等の条件不利性の軽減に関する農林水産業振興上の課題に積極的に取り組むとともに、消費者・市場等のニーズに対応したおきなわブランドの確立や生産供給体制の強化、観光・リゾート産業と連携したグリーンツーリズム等の推進など各種施策を選択的かつ集中的に展開することによって、「持続的農林水産業の振興」及び「多面的機能を生かした農山漁村の振興」を図ることとする。

4 主な施策・事業

(1) おきなわブランドの確立と生産供給体制の強化

ゴーヤー・きくなどの戦略品目の拠点産地形成、さとうきび・パインアップルなどの安定品目の生産供給体制の強化 等

(2) 流通・販売・加工対策の強化

新たな低コスト輸送ルートの開拓や集出荷場の再編・整備等による流通効率化対策、効果的な販売戦略の構築、加工対策と食品・観光産業との連携強化、食品の安全性の確保、製糖企業の経営体質強化 等

(3) 農林水産業・農山漁村を支える担い手の育成・確保

経営感覚に優れた担い手の育成、農協・森林組合・漁協の経営基盤の強化、金融制度の充実、共済制度の充実、価格制度の充実 等

(4) 農林水産技術の開発・普及

新技術の開発と試験研究機関の整備、農林水産技術の普及と情報システムの整備・強化、海外研修生の受入れと研究者派遣 等

(5) 亜熱帯・島しょ性に適合した農林水産業の基盤整備

地下ダム等による農業用水源の確保、多面的機能発揮のための森林整備・保全、温暖でサンゴ礁の発達した海域特性に適合した漁港・漁場の整備 等

(6) 多面的機能を生かした農山漁村の振興

生活環境基盤と情報基盤の整備、グリーンツーリズム等の促進、中山間・離島地域における耕作放棄地の発生防止、亜熱帯性気候を生かした緑化の推進 等

(7) 環境と調和した農林水産業の推進

特殊病害虫の根絶と侵入防止、土づくりと病害虫対策の推進、赤土等流出防止対策の推進、堆肥等の資源循環システムの推進、森林の保全、漁場環境の保全 等

◎ 沖縄県職業安定計画の概要

1 計画の構成

第1章 総説

第2章 雇用の動向

第3章 職業安定施策の展開

- (1) 雇用機会の創出・拡大と求職者支援
- (2) 若年労働者の雇用促進
- (3) 職業能力の開発と人材育成
- (4) 働きやすい環境づくり
- (5) 駐留軍等労働者の雇用対策の推進

2 計画の期間

平成14年度～平成16年度（3か年）

3 計画の目標

産業振興と一体となった具体的な施策の推進により、本県の雇用失業情勢を改善するとともに、職業の安定を図ることを目的とする。

4 主な施策・事業

(1) 雇用機会の創出・拡大と求職者支援

沖縄振興特別措置法に基づく地域雇用開発促進法の特例を活用した雇用機会の創出と求職者支援、沖縄特別雇用開発推進事業の推進、公共職業安定所における職業紹介機能の強化、高齢者、障害者等の就業機会の拡大、緊急地域雇用創出特別交付金事業の実施

等

(2) 若年労働者の雇用促進

高校生、大学生等新規学卒者に対する就職支援、若年求職者の就職支援、若年者総合雇用支援システムの構築（「沖縄キャリアセンター（仮称）」の新設等）

(3) 職業能力の開発と人材育成

公共職業能力開発施設等における職業能力開発の充実、多様な教育訓練資源を活用した職業能力開発の拡充、「沖縄北部雇用能力開発総合センター（仮称）」の設置促進、大学生等のインターンシップ促進事業の実施、戦略産業人材育成支援事業の実施 等

(4) 働きやすい環境づくり

労働時間の短縮推進、中小企業勤労者福祉サービスセンター及びファミリー・サポート・センターの設置促進 等

(5) 駐留軍等労働者の雇用対策の推進

駐留軍等労働者の雇用対策の推進と駐留軍関係離職者に対する再就職の促進、沖縄失業者求職手帳所持者に対する再就職の促進

아니누(アイヌ) 관련법

北海道旧土人保護法(明治32年法律第27号)

第一条 北海道旧土人ニシテ農業ニ従事スル者又ハ従事セムト欲スル者ニハ一戸ニ付土地一万五千坪以内ヲ限り無償下付スルコトヲ得

第二条 前条ニ依リ下付シタル土地ノ所有權ハ左ノ制限ニ從フヘキモノトス

- 一 相続ニ依ルノ外讓渡スルコトヲ得ス
- 二 質權抵当地上權又ハ永小作權ヲ設定スルコトヲ得ス
- 三 北海道庁長官ノ許可ヲ得ルニ非サレハ地役權ヲ設定スルコトヲ得ス
- 四 留置權先取特權ノ目的トナルコトナシ

2 前条ニ依リ下付シタル土地ハ下付ノ年ヨリ起算シテ三十箇年後ニ非サレハ地租及地方税ヲ課セス又登録税ヲ徴収セス

3 旧土人ニ於テ従前ヨリ所有シタル土地ハ北海道庁長官ノ許可ヲ得ルニ非サレハ相続ニ因ルノ外之ヲ讓渡シ又ハ第一項第二及第三ニ掲ケタル物權ヲ設定スルコトヲ得ス

第三条 第一条ニ依リ下付シタル土地ニシテ其ノ下付ノ年ヨリ起算シテ十五箇年ヲ経ルモ尚開墾セサル部分ハ之ヲ没収ス

第四条 北海道旧土人ニシテ貧困ナル者ニハ農具及種子ヲ給スルコトヲ得

第五条 北海道旧土人ニシテ疾病ニ罹リ自費治療スルコト能ハサル者ニハ薬價ヲ給スルコトヲ得

第六条 北海道旧土人ニシテ疾病、不具、老衰又ハ幼少ノ為自活スルコト能ハサル者ハ従来ノ成規ニ依リ救助スルノ外仍之ヲ救助シ救助中死亡シタルトキハ埋葬料ヲ給スルコトヲ得

第七条 北海道旧土人ノ貧困ナル者ノ子弟ニシテ就学スル者ニハ授業料ヲ給スルコトヲ得

第八条 第四条乃至第七条ニ要スル費用ハ北海道旧土人共有財産ノ収益ヲ以テ之ニ充ツ若シ不足アルトキハ国库ヨリ之ヲ支出ス

第九条 北海道旧土人ノ部落ヲ為シタル場所ニハ国库ノ費用ヲ以テ小学校ヲ設クルコトヲ得

第十条 北海道庁長官ハ北海道旧土人共有財産ヲ管理スルコトヲ得

2 北海道庁長官ハ内務大臣ノ認可ヲ經テ共有者ノ利益ノ為ニ共有財産ノ処分ヲ為シ又必要ト認ムルトキハ其ノ分割ヲ拒ムコトヲ得

3 北海道庁長官ノ管理スル共有財産ハ北海道庁長官之ヲ指定ス

第十一条 北海道庁長官ハ北海道旧土人保護ニ関シテ警察令ヲ發シ之ニ二円以上二十五円以下ノ罰金若ハ十一日以上二十五日以下ノ禁錮ノ罰則ヲ附スルコトヲ得

附 則

第十二条 此ノ法律ハ明治三十二年四月一日ヨリ施行ス

第十三条 此ノ法律ノ施行ニ関スル細則ハ内務大臣之ヲ定ム

アイヌ民族に関する法律（案）

昭和五十九年五月二十七日 社団法人北海道ウタリ協会總會において可決

前文

この法律は、日本国に固有の文化を持ったアイヌ民族が存在することを認め、日本国憲法のもとに民族の誇りが尊重され、民族の権利が保障されることを目的とする。

本法を制定する理由

北海道、樺太、千島列島をアイヌモシリ（アイヌの住む大地）として、固有の言語と文化を持ち、共通の経済生活を営み、独自の歴史を築いた集団がアイヌ民族であり、徳川幕府や松前藩の非道な侵略や圧迫とたたかいながらも民族としての自主性を固持してきた。

明治維新によって近代的統一国家への第一歩を踏み出した日本政府は、先住民であるアイヌとの間になんの交渉もなくアイヌモシリ全土を持主なき土地として一方的に領土に組み入れ、また、帝政ロシアとの間に千島・樺太交換条約を締結して樺太および北千島のアイヌの安住の地を強制的に棄てさせたのである。

土地も森も海もうばわれ、鹿をとれば密猟、鮭をとれば密漁、薪をとれば盗伐とされ、一方、和人移民が洪水のように流れこみ、すさまじい乱開発が始まり、アイヌ民族はまさに生存そのものを脅かされるにいたった。

アイヌは、給与地にしばられて居住の自由、農業以外の職業を選択する自由をせばめられ、教育においては民族固有の言語もうばわれ、差別と偏見を基調にした「同化」政策によって民族の尊厳はふみにじられた。

戦後の農地改革はいわゆる旧土人給与地にもおよび、さらに農業近代化政策の波は零細貧農のアイヌを四散させ、コタンはつぎつぎと崩壊していった。

いまだ内に住むアイヌは数万人、道外では数千人といわれる。その多くは、不当な人種的偏見と差別によって就職の機会均等が保障されず、近代的企業からは締め出されて、潜在失業者群を形成しており、生活はつねに不安定である。差別は貧困を拡大し、貧困はさらにいっそうの差別を生み、生活環境、子弟の進学状況などでも格差をひろげているのが現状である。

現在行われているいわゆる北海道ウタリ福祉対策の実態は現行諸制度の寄せ集めにすぎず、整合性を欠くばかりでなく、何よりもアイヌ民族にたいする国としての責任があいまいにされている。

いま求められているのは、アイヌ民族的権利の回復を前提にした人種差別の一扫、民族教育と文化の振興、経済自立対策など、抜本的かつ総合的な制度を確立することである。

アイヌ民族問題は、日本の近代国家への成立過程においてひきおこされた恥ずべき歴史的所産であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる重要な課題をはらんでいる。このような事態を解決することは政府の責任であり、全国民的な課題であるとの認識から、ここに屈辱的なアイヌ民族差別法である北海道旧土人保護法を廃止し、新たにアイヌ民族に関する法律を制定するものである。

この法律は国内に存住するすべてのアイヌ民族を対象とする。

第一 基本的人権

アイヌ民族は多年にわたる有形無形の人種的差別によって教育、社会、経済などの諸分野における基本的人権を著しくそなわれてきたのである。

このことにかんがみ、アイヌ民族に関する法律はアイヌ民族にたいする差別の絶滅を基本理念とする。

第二 参政権

明治維新以来、アイヌ民族は「土人」あるいは「旧土人」という公式名称のもとに、一般日本人とは異なる差別的処遇を受けてきたのである。明治以前については改めていうまでもない。したがってこれまでの屈辱的地位を回復するためには、国会ならびに地方議会にアイヌ民族代表としての議席を確保し、アイヌ民族の諸要求を正しく国政ならびに地方政治に反映させることが不可欠であり、政府はそのための具体的な方法をすみやかに措置する。

第三 教育・文化

北海道旧土人保護法のもとにおけるアイヌ民族にたいする国家的差別はアイヌの基本的人権を著しく阻害しているだけでなく、一般国民のアイヌ差別を助長させ、ひいては、アイヌ民族の教育、文化の面で順当な発展をさまたげ、これがアイヌ民族をして社会的、経済的にも劣勢ならしめる一要因になっている。

政府は、こうした現状を打破することがアイヌ民族政策の最重要課題の一つであるとの見解に立って、つぎのような諸施策をおこなうこととする。

- 1 アイヌ子弟の総合的教育対策を実施する。
- 2 アイヌ子弟教育にはアイヌ語学習を計画的に導入する。
- 3 学校教育および社会教育からアイヌ民族にたいする差別を一掃するための対策を実施する。
- 4 大学教育においてはアイヌ語、アイヌ民族文化、アイヌ史等についての講座を開設する。さらに、講座担当の教員については既存の諸規定にとらわれることなくそれぞれの分野におけるアイヌ民族のすぐれた人材を教授、助教授、講師等に登用し、アイヌ子弟の入学および受講についても特例を設けてそれぞれの分野に専念しうるようにする。
- 5 アイヌ語、アイヌ文化の研究、維持を主目的とする国立研究施設を設置する。これには、アイヌ民族が研究社として主体的に参加する。従来の研究はアイヌ民族の意思が反映されないままに一方的におこなわれ、アイヌ民族をいわゆる研究対象としているところに基本的過誤があったのであり、こうした研究のあり方は変革されなければならない。

- 6 現在おこなわれつつあるアイヌ民族文化の伝承・保存についても、問題点の有無をさらに再検討し、完全を期する。

第四 農業漁業林業商工業等

農業に従事せんとする者に対しては、北海道旧土人保護法によれば、一戸当り一五〇〇〇坪（約五ヘクタール）以内の交付が規定されているが、これまでのアイヌ民族による農業経営を困難ならしめている背景にはあきらかに一般日本人とは異なる差別的規定があることを認めざるをえない。北海道旧土人保護法の廃止とともに、アイヌ民族の経営する農業については、この時代にふさわしい対策を確立すべきである。

漁業、林業、商工業についても、アイヌの生活実態にたいする理解が欠けていることから適切な対策がなされないままに放置されているのが現状である。

したがって、アイヌ民族の経済的自立を促進するために、つぎのような必要な諸条件を整備するものとする。

農業

1 適正経営面積の確保

北海道農業は稲作、畑作、酪農、畜産に大別されるが、地域農業形態に即応する適正経営面積を確保する。

2 生産基盤の整備および近代化

アイヌ民族の経営する農業の生産基盤整備事業については、既存の法令にとらわれることなく実施する。

3 その他

漁業

1 漁業権付与

漁業を営む者またはこれに従事する者については、現在漁業権の有無にかかわらず希望する者にはその権利を付与する。

2 生産基盤の整備および近代化

アイヌ民族の経営する漁業の生産基盤整備事業については、既存の法令にとらわれることなく実施する。

3 その他

林業

1 林業の振興

林業を営む者または林業に従事する者にたいしては必要な振興措置を講ずる。

商工業

1 商工業の振興

アイヌ民族の営む商工業にはその振興のための必要な施策を講ずる。

労働対策

1 就職機会の拡大化

これまでの歴史的な背景はアイヌ民族の経済的立場を著しくかつ慢性的に低からしめている。潜在的失業者とみなされる季節労働者がとくに多いのもそのあらわれである。政府はアイヌ民族にたいしては就職機会の拡大化等の各般の労働対策を積極的に推進する。

第五 民族自立化基金

従来、いわゆる北海道ウタリ福祉対策として年度毎に政府および道による補助金が予算化されているが、このような保護的政策は廃止され、アイヌ民族の自立化のための基本的政策が確立されなければならない。参政権の確保、教育・文化の振興、農業漁業など産業の基盤政策もそのひとつである。

これらの諸政策については、国、道および市町村の責任において行うべきものと民族の責任において行うべきものとがあり、とくに後者のためには民族自立化基金ともいうべきものを創設する。同基金はアイヌ民族の自主的運営とする。

基金の原資については、政府は責任を負うべきであると考え。基金は遅くとも現行の第二次七ヵ年計画が完了する昭和六十二年度に発足させる。

第六 審議機関

国政および地方政治にアイヌ民族政策を正当かつ継続的に反映させるために、つぎの審議機関を設置する。

- 1 首相直属あるいはこれに準ずる中央アイヌ民族対策審議会（仮称）を創設し、その構成員としては関係大臣のほかアイヌ民族代表、各党を代表する両院議員、学識経験者等をあてる。
- 2 国段階での審議会と並行して、北海道においては北海道アイヌ民族対策審議会（仮称）を創設する。構成については中央の審議会に準ずる。

アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律(平成9年法律第52号)

(目的)

第一条 この法律は、アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統及びアイヌ文化(以下「アイヌの伝統等」という。)が置かれている状況にかんがみ、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する国民に対する知識の普及及び啓発(以下「アイヌ文化の振興等」という。)を図るための施策を推進することにより、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図り、あわせて我が国の多様な文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「アイヌ文化」とは、アイヌ語並びにアイヌにおいて継承されてきた音楽、舞踊、工芸その他の文化的所産及びこれらから発展した文化的所産をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、アイヌ文化を継承する者の育成、アイヌの伝統等に関する広報活動の充実、アイヌ文化の振興等に資する調査研究の推進その他アイヌ文化の振興等を図るための施策を推進するよう努めるとともに、地方公共団体が実施するアイヌ文化の振興等を図るための施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、当該区域の社会的条件に応じ、アイヌ文化の振興等を図るための施策の実施に努めなければならない。

(施策における配慮)

第四条 国及び地方公共団体は、アイヌ文化の振興等を図るための施策を実施するに当たっては、アイヌの人々の自発的意思及び民族としての誇りを尊重するよう配慮するものとする。

(基本方針)

第五条 国土交通大臣及び文部科学大臣は、アイヌ文化の振興等を図るための施策に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次の事項について定めるものとする。

- 一 アイヌ文化の振興等に関する基本的な事項
- 二 アイヌ文化の振興を図るための施策に関する事項
- 三 アイヌの伝統等に関する国民に対する知識の普及及び啓発を図るための施策に関する事項
- 四 アイヌ文化の振興等に資する調査研究に関する事項
- 五 アイヌ文化の振興等を図るための施策の実施に際し配慮すべき重要事項

3 国土交通大臣及び文部科学大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、次条第一項に規定する関係都道府県の意見を聴かななければならない。

4 国土交通大臣及び文部科学大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、次条第一項に規定する関係都道府県に送付しなければならない

い。

(基本計画)

第六条 その区域内の社会的条件に照らしてアイヌ文化の振興等を図るための施策を総合的に実施することが相当であると認められる政令で定める都道府県(以下「関係都道府県」という。)は、基本方針に即して、関係都道府県におけるアイヌ文化の振興等を図るための施策に関する基本計画(以下「基本計画」という。)を定めるものとする。

2 基本計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 アイヌ文化の振興等に関する基本的な方針
- 二 アイヌ文化の振興等を図るための施策の実施内容に関する事項
- 三 アイヌの伝統等に関する住民に対する知識の普及及び啓発を図るための施策の実施内容に関する事項
- 四 その他アイヌ文化の振興等を図るための施策の実施に際し配慮すべき重要事項

3 関係都道府県は、基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを国土交通大臣及び文部科学大臣に提出するとともに、公表しなければならない。

4 国土交通大臣及び文部科学大臣は、基本計画の作成及び円滑な実施の促進のため、関係都道府県に対し必要な助言、勧告及び情報の提供を行うよう努めなければならない。

(指定等)

第七条 国土交通大臣及び文部科学大臣は、アイヌ文化の振興等を目的として設立された民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定による法人であって、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国を通じて一に限り、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。

2 国土交通大臣及び文部科学大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者(以下「指定法人」という。)の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 指定法人は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣及び文部科学大臣に届け出なければならない。

4 国土交通大臣及び文部科学大臣は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(業務)

第八条 指定法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 アイヌ文化を継承する者の育成その他のアイヌ文化の振興に関する業務を行うこと。
- 二 アイヌの伝統等に関する広報活動その他の普及啓発を行うこと。
- 三 アイヌ文化の振興等に資する調査研究を行うこと。
- 四 アイヌ文化の振興、アイヌの伝統等に関する普及啓発又はアイヌ文化の振興等に資する調査研究を行う者に対して、助言、助成その他の援助を行うこと。
- 五 前各号に掲げるもののほか、アイヌ文化の振興等を図るために必要な業務を行うこと。

(事業計画等)

第九条 指定法人は、毎事業年度、国土交通省令・文部科学省令で定めるところにより、事業計画書及び収支予算書を作成し、国土交通大臣及び文部科学大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の事業計画書は、基本方針の内容に即して定めなければならない。

3 指定法人は、国土交通省令・文部科学省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書及び収支決算書を作成し、国土交通大臣及び文部科学大臣に提出しなければならない。

(報告の徴収及び立入検査)

第十条 国土交通大臣及び文部科学大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定法人に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、指定法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(改善命令)

第十一条 国土交通大臣及び文部科学大臣は、指定法人の第八条に規定する業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、指定法人に対し、その改善に必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(指定の取消し等)

第十二条 国土交通大臣及び文部科学大臣は、指定法人が前条の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

2 国土交通大臣及び文部科学大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(罰則)

第十三条 第十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して同項の刑を科する。

附 則 (抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(北海道旧土人保護法等の廃止)

第二条 次に掲げる法律は、廃止する。

- 一 北海道旧土人保護法(明治三十二年法律第二十七号)
- 二 旭川市旧土人保護地処分法(昭和九年法律第九号)

(北海道旧土人保護法の廃止に伴う経過措置)

第三条 北海道知事は、この法律の施行の際現に前条の規定による廃止前の北海道旧土人保護法(次項において「旧保護法」という。)第十条第一項の規定により管理する北海道旧土人共有財産(以下「共有財産」という。)が、次項から第四項までの規定の定めるところにより共有者に返還され、又は第五項の規定により指定法人若しくは北海道に帰属するまでの間、これを管理するものとする。

2 北海道知事は、共有財産を共有者に返還するため、旧保護法第十条第三項の規定により指定された共有財産ごとに、厚生労働省令で定める事項を官報で公告しなければならない。

3 共有財産の共有者は、前項の規定による公告の日から起算して一年以内に、北海道知事に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該共有財産の返還を請求することができる。

4 北海道知事は、前項に規定する期間の満了後でなければ、共有財産をその共有者に対し、返還してはならない。ただし、当該期間の満了前であっても、当該共有財産の共有者のすべてが同項の規定による請求をした場合には、この限りでない。

5 第三項に規定する期間内に共有財産の共有者が同項の規定による請求をしなかったときは、当該共有財産は、指定法人(同項に規定する期間が満了した時に、第七条第一項の規定による指定がされていない場合にあっては、北海道)に帰属する。

6 前項の規定により共有財産が指定法人に帰属したときは、その法人は、当該帰属した財産をアイヌ文化の振興等のための業務に要する費用に充てるものとする。

この法律は、平成9年5月14日に公布され、同7月1日より施行された。上掲のものは、平成11年法律第160号による改正後の条文である。

北海道旧土人保護法(明治32年法律第27号)は、本法附則2条により平成9年7月1日をもって廃止された。

アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議

平成20年6月6日

参議院本会議

昨年九月、国連において「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が、我が国も賛成する中で採択された。これはアイヌ民族の長年の悲願を映したものであり、同時に、その趣旨を体して具体的な行動をとることが、国連人権条約監視機関から我が国に求められている。

我が国が近代化する過程において、多数のアイヌの人々が、法的には等しく国民でありながらも差別され、貧窮を余儀なくされたという歴史的事実を、私たちは厳粛に受け止めなければならない。

すべての先住民族が、名誉と尊厳を保持し、その文化と誇りを次世代に継承していくことは、国際社会の潮流であり、また、こうした国際的な価値観を共有することは、我が国が二十一世紀の国際社会をリードしていくためにも不可欠である。

特に、本年七月に、環境サミットとも言われるG8サミットが、自然との共生を根幹とするアイヌ民族先住の地、北海道で開催されることは、誠に意義深い。

政府は、これを機に次の施策を早急に講ずるべきである。

一 政府は、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」を踏まえ、アイヌの人々を日本列島北部周辺、とりわけ北海道に先住し、独自の言語、宗教や文化の独自性を有する先住民族として認めること。

二 政府は、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が採択されたことを機に、同宣言における関連条項を参照しつつ、高いレベルで有識者の意見を聴きながら、これまでのアイヌ政策を更に推進し、総合的な施策の確立に取り組むこと。

右決議する。

(西岡武夫君外六名発議)